

監理技術者講習

(建設業法第 27 条の 18 第 4 項)

(1) 指定・登録基準

建設業法施行規則

(講習の指定)

第 17 条の 20 法第二十七条の十八第四項の規定により国土交通大臣が指定する講習は、次のすべてに該当するもの又は国土交通大臣が実施するものでなければならない。

- 一 公益法人で、講習を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する講習であること。
- 二 正当な理由なく受講を制限する講習でないこと。
- 三 国土交通大臣が定める講習の実施要領に従って実施される講習であること。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 一般財団法人 全国建設研修センター

指定・登録時期 : 平成 7 年 6 月 29 日

法人の連絡先 : 東京都千代田区永田町 1-11-30 サウスヒル永田町ビル

指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 20 の規定に基づく基準に適合しているため

法人の名称 : 一般財団法人 建設業振興基金

指定・登録時期 : 平成 7 年 6 月 29 日

法人の連絡先 : 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 M T ビル 2 号館

指定・登録の理由 : 建設業法施行規則第 17 条の 20 の規定に基づく基準に適合しているため